

いばらきクリエイティブ・コンテンツ産業推進事業補助金交付要項

(通則)

第1条 いばらきクリエイティブ・コンテンツ産業推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関しては、茨城県補助金等に関する規則（昭和31年茨城県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要項は、茨城県内にクリエイティブ・コンテンツ産業（主にアニメーションの企画又は制作等に関する産業をいう。）に関する事業を新たに開始する個人又は法人並びに茨城県内で既存事業を拡大しようとする茨城県内のクリエイティブ・コンテンツ産業に関する法人に対して、予算の範囲内で財政的な支援を行うことにより、県内でのクリエイティブ・コンテンツ産業の活性化を図り、もって本県の若者が望む質の高い雇用を創出することで、本県の持続的な発展に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は次のとおりとする。

- (1) 県内でクリエイティブ・コンテンツ産業に関する事業を開始する個人又は法人
- (2) 既存のクリエイティブ・コンテンツ産業に関する事業を拡大する法人

2 補助対象経費、補助率又は金額、限度額等は、別表のとおりとする。

(交付の要件等)

第4条 本補助金の交付を受ける者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 第6条の規定による補助金の交付決定後速やかに具体的な取組を開始する計画があること。
- (2) 交付決定から5年を超えて事業を継続する見込みがあること。
- (3) 県税に滞納がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 第3条に規定する補助対象経費に対して、国や県、その他地方公共団体等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと。
- (7) その他、県が補助金の支出先として適切ではないと判断する者ではないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、第5条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）をもって、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、必要と認めたときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。

(計画の変更等の承認)

第7条 第6条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により変更承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面（様式第5号）により知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により中止又は廃止承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(状況報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業遂行中に知事から進捗状況等について報告を求められた場合には、事業遂行状況報告書（様式第7号）を速やかに提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 知事は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当した場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
 - (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (4) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき。
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者に該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は令和9年3月1日のいずれ

れか早い日までに実績報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第 12 条 規則第 14 条に基づく 補助金の額の確定の通知は、確定通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第 13 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（補助金の返還等）

第 14 条 知事は、第 10 条に基づき交付決定の全部又は一部を取消又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還については、規則第 17 条及び第 18 条の規定を準用する。

（証拠書類の保存）

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第 16 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第 20 条に規定する財産は取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とし、同条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間とする。

3 補助事業者は、処分制限期間において補助対象の施設及び備品を処分しようとするときは、あらかじめいばらきクリエイティブ・コンテンツ産業推進事業補助金対象財産の処分承認申請書（様式第 11 号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

（書類の提出部数）

第 17 条 規則及びこの要項の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

（報告、調査）

第 18 条 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告及び必要な書類の提出を求め、又はそれに基づく調査をすることができる。

2 前項の場合においては、補助事業者はこれに協力するものとする。

（その他必要な事項）

第 19 条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要項は、令和 8 年 7 月 7 日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助率 又は金額	限度額
1 設備補助 注1、注2、 注5	(1)建物・付帯設備 ・アニメーション制作を行うために必要となる 建物の改修など ・インターネット回線の新規敷設費用など (2)事業の用に供する償却資産の取得費 ・アニメーション制作に供する作業台、PC、液晶 タブレット、ソフトウェアなど	2分の1以内	500万円 (1～3の 合計額)
2 賃料補助 注1、注5	(1) オフィス賃料 ・貸借料(賃貸借契約に明示されたもので、補助 事業者が負担する経費)	2分の1以内	
3 人材確保 奨励金 注3、注4	(1) 新規雇用に対する奨励金 ・補助金の交付決定の日から事業完了日までの 間に新たに雇用され、次に掲げる要件のいず れにも該当する者。 ア 県内に住所又は居所を有すること。 イ 雇用期間の定めのないこと ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)の 被保険者であること。	対象者1人あた り30万円	

注1 補助事業が完了した日までに支払いが完了している経費を対象とする。

注2 既存事業の拡大の場合においては、事業規模の拡大に伴い、新たに必要となる設備の改修
や償却資産の取得に係る経費に限る。

注3 既存事業の拡大の場合においては、退職者を補充するための雇用は新規雇用者に含めない
ものとする。

注4 既存事業の拡大の場合において、既存の事業所で雇用していた者を新たに設置する事業所
で雇用する場合、当該雇用者は新規雇用者に含めないものとする。

注5 補助対象経費には、原則として共益費、消費税及び地方消費税は含まないものとする。